

低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）交付要綱

平成22年2月1日 国自総第440号

（総則）

第1条 低公害車普及促進等対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）及び環境対応車普及促進対策費補助金（平成21年度第2次補正予算分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、国土交通省が経済産業省と連携して、環境対応車普及促進基金を造成し、当該基金を活用して、環境性能に優れた自動車運送事業用自動車の購入に対する補助等の事業を行うことにより、環境対応車の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

（交付先）

第3条 この補助金は、国土交通大臣が非営利型法人（法人税法第2条第9号の2）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第4条 この補助金は、前条の非営利型法人が、国土交通省が別途定める「環境対応車普及促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

（交付額）

第5条 この補助金の交付額は、定額とする。

（申請手続）

第6条 この補助金の申請は、交付申請書（様式第1号）を別途定める日までに国土交通大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第7条 この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2号）を速やかに国土交通大臣に提出して

行うものとする。

(交付の決定までの標準的期間及び通知)

第 8 条 国土交通大臣は、交付申請書（変更交付申請書を含む。）が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決定（変更の決定を含む。）を行い、交付決定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、国土交通大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに国土交通大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 基金が行う実施要領第 4 に定める事業が適正かつ円滑に実施されるよう、委託先事業者を十分に指導監督しなければならない。
- (4) 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金により行う実施要領に定める事業について国土交通大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- (5) 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第 4 号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (6) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を国土交通大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(申請の取下げ)

第 10 条 第 8 条により交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面をもって国土交通大臣に申し出なければならない。

(補助金の請求)

第 11 条 第 8 条により交付決定通知を受け、かつ、前項の規定による申請の取り下げを行わない場合には、補助金支払請求書（様式第 5 号）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して 1 月を経過した日（第 9 条の(1)により交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は交付対象事業が完了した日

の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第6号）を国土交通大臣に提出して行わなければならない。

（補助金の返還）

第13条 国土交通大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（是正のための措置）

第14条 国土交通大臣は、交付対象事業、基金の管理又は基金により行う実施要領に定める事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第15条 国土交通大臣は、交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反し、又はこれらに基づく指示等を受け、この指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を実施要領に定める事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 補助事業者が、基金により行う実施要領第4に定める事業の指導監督を十分に行わない場合
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 特別の事情により、第6条、第7条及び第12条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に国土交通大臣が必要な変更を行うことができるものとする。